

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の項及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の項及び別表の号の細目（以下「移動後別表項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の項及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の項及び別表の号の細目（以下「移動別表項等」という。）が存在する場合には当該移動別表項等を当該移動後別表項等とし、移動後別表項等に対応する移動別表項等が存在しない場合には当該移動後別表項等（以下「追加別表項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項及び別表の号の細目の表示並びに追加別表項等を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係） 1～5 （略） 6 文書料 (1) 診断書及び証明書 ア 普通のもの 1件につき <u>2,200円</u> イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>4,400円</u> ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>7,700円</u> (2) 死亡診断書及び死体検案書 ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,850円</u> イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>6,600円</u> (3)～(5) (略) 7・8 (略) 9 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア～ウ (略) <u>エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき 9,900円</u> オ (略) (4) (略) 10～39 (略) 40 <u>郵送料</u> <u>患者等への処方箋及び薬剤の郵送に要した費用に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</u> 備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療そ</p>	<p>別表（第2条関係） 1～5 （略） 6 文書料 (1) 診断書及び証明書 ア 普通のもの 1件につき <u>1,650円</u> イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>3,850円</u> ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>5,500円</u> (2) 死亡診断書及び死体検案書 ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,300円</u> イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,500円</u> (3)～(5) (略) 7・8 (略) 9 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア～ウ (略) <u>エ (略)</u> (4) (略) 10～39 (略) 備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療そ</p>

の他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	(略)	
	3,850円	3,500円
	9,900円	9,000円
	(略)	
(略)		

の他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	(略)	
	3,850円	3,500円
	(略)	
(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表(6の項に係る部分を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(6の項に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後の交付の求めに係る料金について適用し、同日前の交付の求めに係る料金については、なお従前の例による。